

二重レートはなぜ続くのか？

ニヤンマー為替制度の実態

久保 公二

一. はじめに

ニヤンマーの外国為替制度は、政府が定める公定為替レートと、並行為替市場（いわゆるブラックマーケット）レートが併存する、二重為替状態にある。公定レートは固定相場制がとられ、過去二〇年以上にわたって一度も切り下げられておらず、五〜六チャット／USDの水準にある¹⁾。かたや、並行市場レートは減価を続けてきた。一九九七年初時点で一六〇チャット／USDの水準にあった並行市場レートは、二〇〇七年初には一三〇〇チャット近くにまで減価し、二〇一〇年は一〇〇〇チャット前後の水準にある。公定レートと並行市場レートの乖離は実に一八〇倍近くに達し、世界中を見渡しても類を見ない。

二重為替制度の一般的な問題点

を、つぎのようなたとえ話で示そう。政府が外貨を、輸入企業Aには一ドル当たり二〇〇円で売り、輸入企業Bには一円で売るとしよう。この場合、企業Aは、本来の仕事を放り出して、自分にも外貨を一円で売ってくれるように政府に働きかけることに専念するかもしれない。また、外貨の調達に関して、政府は輸出企業に「一ドルあたり一円で」の供出を課すとして、すなわち、輸出企業は、本来（企業Aに対して）二〇〇円で売れる外貨を、一円で政府に売らなければならぬ。すると、輸出企業は儲けの少ない輸出をやめて、転業するかもしれない。あるいは、政府の目をかいくぐって、こっそりと企業Aに外貨を一ドルあたり二〇〇円で売るかも知れない。以上から二重為替制度の問題とし

て、第一に、貿易にかかわる企業の採算判断が歪められ、輸出が停滞して輸入が膨らむ可能性がある。第二に、外貨の配分・供出をめぐって非生産的な経済活動が、公定レートと並行レートの価格差によって促される可能性がある。二重為替制度は、価格の歪みにより、企業の行動に悪影響を及ぼすと考えられている。

ニヤンマーの経済政策の議論では、二重為替制度が槍玉に挙げられるが、実際に二重為替レートがどのようなかたちで経済に悪影響を与えているのかは、あまり議論されていない。ニヤンマーの公定レートと並行市場レートの乖離は世界最悪の水準にあるので、二重為替制度にまつわる上記の問題も極めて深刻なのだろうか。この問いに答えるには、ニヤンマーの外

国為替制度の運用について、着目する必要がある。そうした運用面できわめて重要な意味を持つのが、つぎの二つである。ひとつ目は、公定レートの適用範囲が原則的に公的部門に限られている点である。二つ目は、公的部門内での中央集権的で硬直的な予算配分制度である。これらの二つを併せて考慮すると、公定レートと並行為替市場レートの乖離が、民間企業の行動に影響しないだけでなく、公的部門でも歪んだ価格シグナルにはなっていないという見方に至る。

以下では、第二節で一九八八年から一九九七年までの、外国為替市場の構造を規定する制度の変遷について整理する。つぎに、第三節で現在の為替市場の構造について、民間部門と公的部門に分けて考察する。そして、第四節で二重為替制度の経済への影響を検討した後、第五節で為替レート統一への課題をまとめる。

二. 外国為替制度の変遷

(一九八八年から一九七七年まで)

一九八七年以前の計画経済体制下のニヤンマーでは、貿易は政府が独占的に管理していたが、一九

八八年に民間部門の輸出入を条件付きで認めたことから、民間部門に適用する為替レートが問題となった。民間貿易が許可される以前からの密貿易などで用いられる外貨は、並行（ヤミ）市場で三〇〜四〇チャット／USDで取引されていたので、公定レートとの間にはこの時点で既に六倍程度の差があった。政府は民間の輸出業者に対して、輸出収入の四〇％を公定レートで供出することを義務付けた。これは、実質的に四〇％弱の税率での課税を意味した。しかし、外貨供出は一九九〇年には廃止され、それ以降も、短期間の例外的な措置を除くと、民間部門の外貨供出はない²⁾。他方、民間部門の輸入については、政府からの公定レートでの外貨の割当もない。

公定レートと並行市場レートの乖離が続くなか、一九九三年二月に外貨兌換券（Foreign Exchange Certificate：FEC）が導入された。FECはUSDと等価、すなわち一FEC＝USDとされた。外貨の国内流通を禁止する外国為替法の下で、FECはミャンマーに投資する外国企業の外貨の換金などにも利用された。

さらに、一九九五年には、FECとチャットを両替する公認両替所が設置され、FECが市場レートで取引された。民間の輸出業者は国営銀行の外貨預金のかたちでしか外貨を保有できないが、これをFECで引き出して市場レートでチャットに換金でき、輸入業者もチャットでFECを調達して輸入代金に充てることができた。これによって、チャットのFECを介しての外貨との兌換性が確保された。

しかし、政府によるチャットの兌換性の保証は、長くは続かなかった。一九九七年七月には、タイのバーツ切り下げに端を発したアジア通貨危機の混乱を機に、FECを介したチャットを原資とする外国送金および輸入決済を、一社当たり月五万ドルを上限とする外貨送金規制が導入された。この上限は順次下げられていき、その後FECによる外貨送金は事実上不可能になった。また、輸出入は従来から許可制であったが、これを機に政府は輸入許可に際して、輸出で獲得して輸出税納付済みの外貨の提示を条件づける規制（ミャンマーではExport-First Policyと呼ばれる）を導入した。

三. 外国為替市場の構造

チャットを過大評価している公定レートの適用範囲は、原則的に公的部門に限られている。こうした外国為替規制の運用に関連して、二つの疑問が生じる。第一に、民間部門の並行為替市場（ブラックマーケット）レートはどのよう価格形成されているのだろうか。第二に、公的部門内で公定レートでの外貨はどのように配分されているのだろうか。これらの疑問に沿って、民間部門と公的部門の為替市場の実態を整理してみよう。

1. 並行為替市場

ここでは、並行市場レートがどのよう価格形成されているのかについて、經常勘定取引（輸出入）に沿って説明する。規制の運用はしばしば変更されているが、並行為

替市場の構造は、FECによる外貨送金が不可能になった一九九七年から現在まで基本的には変わっていないと考えられる。以下では、現在の並行為替市場の構造について説明する。

(1) インフォーマル外貨と輸出申告外貨

図1は、輸出企業の外貨からチャットへの換金と、輸入企業の外貨を原資にした外貨調達の流れを示したものである。前述のExport-First Policyの規制のもと



1000チャット紙幣。



外貨兌換券（FEC）。

で、外貨の流れは大きく二つに分けられる。第一は、輸出申告を行わない外貨収入である(図1の①)。第二は、正規に輸出申告された外貨である(図1の④)。後者には、輸出税一〇%が課される。

外国資産や外貨現金の保有は外国為替規制で禁じられているが、正規の輸出申告外貨については、国営銀行の外貨預金で保有することとは認められている。ただし、国有銀行に預金した時点で、輸出税が徴収される(図1の⑤)。Export-First Policyの規制のもとでは、正規に申告された輸出獲得外貨でかつ輸出税が差し引かれた口座残高を用意することが、輸入許可を受ける条件になっている。

つぎに、輸出企業が外貨をチャットに換金する方法について、みてみよう。まず、輸出申告されていない外貨(図1の①)は、外国為替規制上も違法であるが、政府はこれを黙認している。輸入業者は、この外貨を密輸入決済用に購入し(図1の②)、その対価として輸出企業にチャットを支払う(図1の③)。特にUSDの現金の取引は活発で、価格情報も流布している。

インフォーマルに流通する外貨

は、必ずしも外貨現金のかたちで国内で保有されているわけではなく、シンガポールなど国外に銀行預金のかたちで保有されている場合もある。

輸出申告をして国営銀行の外貨預金のかたちで保有される合法な外貨(図1の④)の換金方法は、二つある。ひとつは、外貨預金をFECで引き出し、並行為替市場でチャットに換金する方法である(図1の⑥)。FECは後述する通り、並行為替市場でUSD現金に準じる価格で取引されている。ただし、この方法で輸出獲得外貨がチャットに換金される例は、稀である。これは、正規の申告を行った輸出獲得外貨であっても一旦FECに両替すると、輸入許可が受けられなくなるためである。

もうひとつは、輸入企業への口座残高の売却である。輸出企業は、外貨預金の口座残高を輸入企業への口座振替し(図1の⑦)、その見返りにチャットの支払いを受ける(図1の⑧)。輸入業者は、こうして調達した外貨を、輸出許可を得る正規の輸入の決済(図1の⑨)に使用する。輸出企業と輸入企業の間を、ブローカーが仲介することもあがるが、それぞれの企業が固定の

取引先を持つている場合も多い。

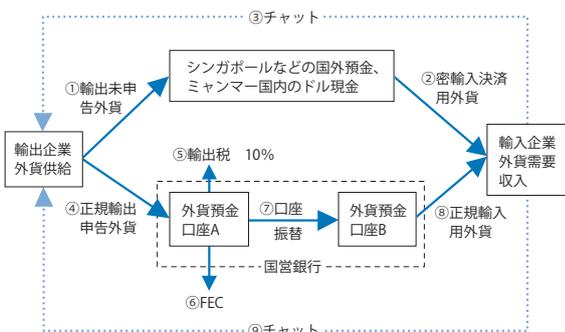
さて、禁制品以外の商品を輸出する企業にとつては、輸出で獲得した外貨を、輸出税を払って国営銀行の外貨預金で保有する(図1の④)か、インフォーマルな外貨を保有すべく(図1の①)過小の輸出申告(もしくは不申告)をすのかの二つの選択肢がある。輸出申告をした図1の④のタイプの外貨の場合、一〇%の輸出税が徴収されるが、輸入許可の承認が受けられるという点で、①のタイプの外貨に対してプレミアムを上乗せした価格で輸入企業が買い取ることが多い。

ただし、フォーマルな外貨(④)のインフォーマルな外貨(①)に対するプレミアムは、大きく変動し、プラス二〇%からマイナス一〇%くらいの範囲で推移してきた。これは、正規の輸出申告された外貨の供給と、正規の輸入手続きを経る輸入品への需要とのバランスが影響していると考えられる。フォーマルな外貨は、国営銀行での預金でしか保有できず、基本的には正規の輸入にしか使用できないという意味で、使い勝手の悪

い資産だとも考えられる。そのため、供給がだぶつくケースでは、プレミアムがマイナスになったと解釈できる。

以上をみるかぎり、外貨の価格(為替レート)は、民間の取引主体によって私的に決定されている。そして、こうした取引に中央銀行や国営銀行、あるいは国営企業といった公的部門が参入していない。また、民間部門の経済主体が、中央銀行からチャットと引き換えに外貨準備を引き出すこともできない。これは、並行為替市場と公的部門が事実上分断されている

図1 並行為替市場における外貨の流れ



(出所) 筆者作成。
(注) FECは外貨兌換券 (Foreign Exchange Certificate) を指す。

ることを意味する。

(2) F E C (外貨兌換券)

F E Cは、ミャンマー国内でしか通用しないが、ミャンマー国内では原則としてUSドルと等価に扱われる。F E Cによる外貨送金は事実上不可能であるが、用途としては、配給外の燃油の購入（ただし配給は二〇一〇年に廃止）や、外国企業の公共料金の支払いがある。

一九九五年から一九九七年まで、F E Cとチャットの両替は、政府公認の両替所で自由に取引され、市場で価格（為替レート）が決定されていた。しかし、一九九七年にF E Cによる外貨送金に上限が設けられた上に、政府が公認取引所での取引価格を直接指定するようになった。指定されたF E Cの取引価格は、並行為替市場での為替レートと比べてチャットを過大評価するものであったため、公認取引所に持ち込まれるF E Cは激減し、公認取引所での取引は途絶えてゆく。

公認取引所での取引が事実上途絶えた後、F E Cは並行為替市場でドル現金に準じる価格で取引されている。F E Cは無秩序に発行

されることはないようで、並行為替市場での価格は中期的にはドル現金に近い水準にある。ただし、並行為替市場でのF E Cとドル現金の取引価格に大きな乖離が生じることがあった。F E Cとドル現金の価格差は、二〇〇三年八月には三四%、二〇〇八年七月には一八%に達した。これはF E Cの使用に関する規制の変化や、F E Cの供給量の変化が影響していたと考えられる。F E Cはそもそも用途が限られている通貨のため、外国企業のF E Cによる外貨引出などで流通量が急増すると、ドル現金の為替レートと比べてF E Cのチャット価格が下落する。

2. 公定レートでの外貨の供出と配分

つぎに公定レートでの外貨の配分方法について考えよう。ここでの関心は、第一に、公定レートが政府および国营企業の貿易にかかわる採算の判断を歪めているかどうかという問題がある。そして、

第二に、公定レートでの外貨の配分をめぐって公的部門内で競争が起きて経営資源が浪費されていたり、公的部門からの外貨の横流しなどの不正が生じたりしていない

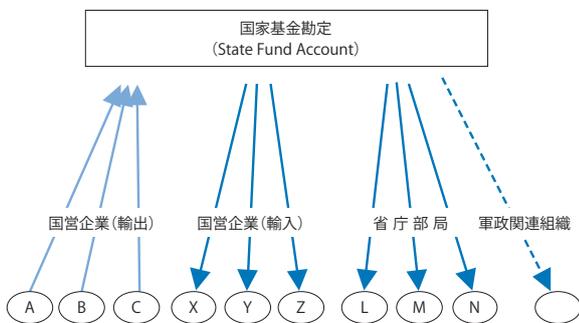
か、という問題がある。

公的部門の外貨の流れを考えるにあたっては、最初に中央集権的な予算配分システムについて言及しなければならない。政府各部署と国营企業には、予算配分システムを通してチャット予算とならんで、外貨予算が配分されている。ここで、国营企業は、人件費などの経常支出と投資などの資本支出の両方について、政府からの予算配分を受けており、銀行からの借入は禁止されている。そして、国营企業の収支は国家基金勘定(State Fund Account : S F A)と呼ばれる勘定で政府と連結されている。それぞれの国营企業は、赤字であっても黒字であっても、損失あるいは余剰金が個々の国营企業内で次年度以降に繰り越されることはない。このような予算配分の仕組みのもとで、国营企業は実質的に独立した企業の体裁を持たず、経営判断も行っていないといえる。

具体的な外貨の流れは、図2のようにまとめられる。まず、輸出を行う国营企業(図2のA、B、C)は、外貨収入をすべて公定レートで、S F Aに供出する。こうした国营企業には、天

然ガスを輸出するMyanma Oil & Gas Enterprise (M O G E)に加えて、木材や宝石の輸出を独占的に扱う企業が含まれる。これらの国营企業は、輸入品の消耗品などの外貨収入が必要であっても、自らの外貨収入を留保しておらず、外貨支出に際しては、別途予算の配分を受けなければならない。他方、輸入品を用いる中央省庁の各部署(図2のL、M、N)や国营企業(同X、Y、Z)は、外貨予算の配分を受けている。主だった外貨予算の配分先は、国内

図2 公定レートでの外貨の流れ



(出所) 筆者作成。

で燃油を販売する国営企業や国軍の装備品などであると推測される。そのほかに、工業省傘下で工業品を生産する国営企業にも外貨の配分があるが、その規模は、相対的に小さいと推測される。また国営企業が、外貨予算が不足したときにチャット予算を転用して輸入品を調達することは原則的に認められていない。

公定レートでの外貨の配分をめぐって国営企業間で競争が起きていくかどうかという点については、そもそも国営企業は採算性を課された独立した企業体にはなっていないので、国営企業としては外貨配分の拡大を図っているとは考えにくい。ただし、政府や国営企業の職員が外貨を横流しして不正な利益を得るべく、公定レートでの外貨配分の獲得に努力を費やしている可能性はある。

つぎに、チャットを過大評価した公定レートが、貿易についての政府・国営企業の採算の判断を歪めていないかについて考えてみよう。まず、国営企業については、そもそも経営判断の主体になっていない。したがって、予算配分を取り仕切る政府が、公定レートを貿易にまつわる採算性の判断の拠

り所になっているかどうかの問題になる。この点に関して、つぎの二つに留意したい。第一に、外貨取引がチャットを過大評価した公定レートで記録されるため、天然ガスを輸出するMOGEのように収入が外貨、支出がチャットの国営企業では名目上大幅な赤字が計上され、燃油の輸入販売を行う国営企業のように収入がチャット、支出が外貨の企業では名目上大幅な赤字が計上される。しかし、赤字国営企業の操業が段階的に縮小されるというような兆候は見られない。第二に、そもそも政府の財政規律は極めて弱い。国営企業の赤字を含む財政赤字は、その大部分が紙幣の増刷によって埋め合わせられている。以上から、公定レートが、貿易についての政府の採算の判断を歪めているとは考えにくい。少なくとも公的部門内では、公定レートは外貨をチャットに換算する会計上の形式的な意味しか持たないと見られる。

ただし、公定レートでの外貨配分が公的部門にしか適用されないというのとは原則であり、実際には軍政関連組織への配分が噂されている^⑧。こうした軍関係の組織による事業には、貿易商社に加えて

輸入車両を利用した運輸サービスがある。例えば公定レートで外貨配分を受けて格安のチャット建て費用で輸入した車両で事業ができれば、競合する民間企業に対して著しいアドバンテージとなる。これらの組織は利潤目的で事業を行っているが、軍政上層部と軍政関連組織が実質的に一体であることは、公定レートでの外貨という利権の配り手と受け手が同じであることを意味しており、その配分を巡って争奪戦が生じているとは考えにくい。

3. 外国為替市場の規模

ここでは、並行為替市場と公定レートが適用される公的部門の、相対的な規模を確認しよう。表1には、

官民別の貿易額の推移をまとめられている。官民を合算した貿易額（輸出＋輸入）を並行市場レ

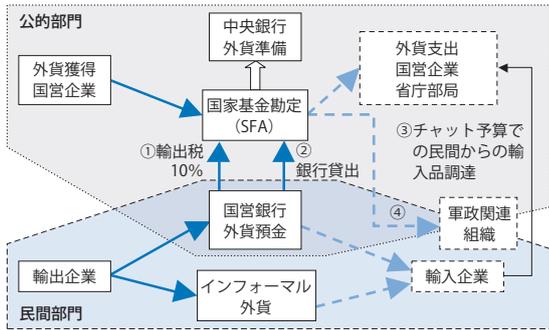
表1 官民別貿易額の推移：1995年度—2009年度

年度	民間部門		政府部門			民間+政府	
	輸入	輸出	輸入	輸出		輸入	輸出
				(うち天然ガス)			
1995	1,236	477	596	418	0	1,832	895
1996	1,559	605	434	323	0	1,993	928
1997	1,645	770	663	266	0	2,309	1,036
1998	1,820	745	882	337	1	2,702	1,082
1999	1,833	1,109	773	325	5	2,605	1,433
2000	1,857	1,380	463	581	171	2,321	1,961
2001	1,777	1,333	958	1,216	632	2,734	2,549
2002	1,786	1,653	511	1,422	912	2,297	3,075
2003	1,532	1,308	703	1,048	580	2,235	2,356
2004	1,354	1,262	626	1,653	1,015	1,979	2,915
2005	1,368	1,603	614	1,951	1,073	1,982	3,554
2006	1,804	2,068	1,125	3,155	2,031	2,928	5,223
2007	2,443	2,369	903	4,044	2,532	3,347	6,413
2008	2,592	2,480	1,971	4,313	2,384	4,563	6,793
2009	2,907	3,126	1,279	4,443	2,906	4,186	7,569

(出所) ミャンマー中央統計局 Selected Monthly Economic Indicators 各号。
(注) 統計はチャット建てで表記されているが、これを公定レートでUSドルに換算している。

トでチャットに換算して、貿易額の対国民総生産(GDP)の比率を算出すると、二〇〇七年度の値は五三%となる。
輸入額をみると、民間部門と公的部門の比率は、ここ数年は六・四から七・三程度で推移している。ただし、民間部門には相当の密貿易があり、表1の民間部門の輸入額は過小推計になっていると考えられる。国際通貨基金のDirection of Trade Statisticsに基づく、二

図3 民間部門と公共部門のつながり



(出所) 筆者作成。

〇〇五年度から二〇〇八年度の輸入総額の平均値は五一億二一〇〇万ドルとなり、ミャンマーの統計値の三二億五〇〇万ドルを四割近く上回っている。この乖離が民間部門の密輸入額に相当すると仮定すると、輸入額でみた民間部門と公的部門の比率は、八・二程度になる。また、民間部門の正規輸入額と密輸入額の比率は、ほぼ一一となる。

以上から、フローのデータを見る限り、公定レートでの外貨の供出・配分と比べて、並行市場における市場価格での外貨取引が圧倒的に大きい。また、並行市場での

取引のうち、インフォーマルに保有されている外貨の取引が、フォーマルに保有されている外貨の取引に、匹敵する規模にある。

四・二重為替制度の民間部門への影響

1. 民間部門と公的部門とのつながり

ここでは、民間部門を主体とする並行為替市場と、公定レートで外貨の供出・配分を行う公的部門の間のつながりについて考えてみよう。

二つの部門のつながりは、図3のように描くことができる。民間部門から公的部門への外貨の流れには、申告を行った輸出獲得外貨に課せられる輸出税(図3の①)が含まれ、これは政府の歳入になる。また、民間部門の国営銀行への外貨預金は、政府が一時的に転用することが技術的には可能である(図3の②)。政府は、輸入許可の発行を絞ることで、より多くの外貨預金を一時的に転用できる。ただし、実際に国営銀行から政府予算への貸出があるかどうかは、確認できていない。

直接的な外貨の流れは伴わな

いが、公的部門の民間部門への影響には、つぎの二つが挙げられる。ひとつは、公的部門のチャット建て予算による民間業者からの輸入品調達である(図3の③)。こうした公的部門の輸入需要は、並行為替市場での外貨需要を増やす方向に作用する。しかし、こうした取引は、公的部門全体の輸入財の調達に占める割合は高くはないと想定される。

もうひとつは、公定レートで外貨の割当を受ける国営企業やそうした関係が推測される軍政関連組織(図3の④)について、民間部門との競争条件が歪められていないかという点である。まず、国営企業については、軽工業を主管している第一工業省傘下の縫製工場のように、民間部門と競合し得る製品を作る企業もある。こうした国営企業が外貨予算の配分を受けて、格安で輸入材料を調達することで、民間企業との競争条件が歪められている可能性はある。しかし、こうした国営企業の製品の品質は一般的に低く、市中に出回っている民間製造品や輸入品との間で差別化されており、国営企業と民間企業の競合度は必ずしも高くないとみられる。他方、軍政

関連組織は、輸入車を用いた運輸サービスなど、民間部門と競合する事業を展開している。これは、純粋な民間部門による輸入を代替し、並行為替市場での外貨需要を減らす方向に作用する可能性がある。また、こうした組織は、国営企業と異なり利潤目的で事業を行っているのでその事業の拡大は、民業の圧迫にはかならない。

2. 二重為替制度のその他の問題

二重為替制度に伴う問題には、不確実性の問題もある。そのひとつが、輸入関税の徴収に適用される外貨(USドル)のチャットへの換算レートである。公定レートと並行市場レートは、一八〇倍近く乖離しているため、公定レートを適用すると、輸入品への税金が割安になる。そこで、政府は、公定レートとも並行市場レートとも異なる指定レートで、輸入品への税金を算定している。例えば、家電製品の輸入品への課税は、輸入関税一五%に加えて、商業税二五%が輸入品価格と輸入関税の合計に對してかけられる。かりに並行市場レートで輸入品の価格をチャットに換算し、徴税されると税率は一五%+一・一五×二五%≒四三・

七五%となる。しかし、実際に税関が輸入品価格をチャットに換算する際には、通常、税関の指定レート四五〇チャット／USDドルが用いられている。そのため、実勢の並行市場レートが一〇〇〇チャットの場合、実質の税率は四三・七五%×(四五〇／一〇〇〇)＝一九・六九%となる。これは、実効税率が低く運用されていることを意味し、輸入企業にとってはプラスの効果がある。しかし、この指定レートは二〇〇四年六月にそれまでの一〇〇チャットから、四五〇チャットに引き上げられた。これは実効税率が一挙に三倍以上高騰したことを意味し、政府の関税収入はこの年に前年度比で五倍以上増えている。また、二〇一〇年に入ってから、自動車部品など一部の品目について、一〇〇〇チャット／USDドルのレートが適用されている。このように、関税評価のための指定レートが変更されるたびに、輸入品の実効税率は大きく変化する。こうした税率の予測不可能な動きは、民間企業が事業を展開する上で、障害になっていると考えられる。

また、外貨建収益のある企業に対する法人税の徴収にも、同様の

不確実性が生じる。企業の収益を測るのに、どういった為替レートをを用いるかで、徴税額も大きく変化する。実際にどういった為替レートを適用するかには、税務当局や所管官庁に裁量の余地が残る。汚職の温床にもなりえる。企業にとっては、不確実な事業環境になる。

五. 為替レート統一に向けた課題

最後に、政府が二重為替制度を維持している動機と、為替レート統一に向けた課題を整理しよう。

1. 二重為替制度の動機

二重為替レートが用いられる理由については、一般的な説明には、政府が輸入財価格の安定と外貨準備の維持との両立を図るといいうものがある。ミャンマーでも、政府が国営企業に外貨を割り当てて、ガソリン・ディーゼルなどの輸入資材を調達させ、実勢価格よりも低い公定価格で消費者に提供させているケースがある。しかし、ミャンマーの場合、公定レートが適用されるのは原則的に公的部門に限られており、輸入品全般の価格を安定させる効果は限定的である。

もうひとつは、公定レートでの

外貨割当によつて、軍政関連組織に、公定レートと並行市場レートの差額分の利権を配分する仕組みとして、過大評価された公定レートが残されているという説明である。外貨割当を受けた者は、外貨を並行市場に横流ししたり、輸入した財を市場価格で転売したりすることで超過利潤を得られる。近年の、軍政関連組織による事業の拡大は、この利権配分の説明により適合する。ただし、こうしたかたちでどの程度の外貨割当が行われているかを定量的に検証することは難しい。

2. 為替レート統一に向けた課題

ミャンマーの現状から考えると、為替レートの統一には少なくとも二つのステップが含まれる。第一は、公的部門で適用されている公定レートを実勢の並行市場レートに近い水準に切り下げるステップである。第二は、民間部門に対して、現在閉ざしている中央銀行外貨準備へのアクセスを認め、外国為替市場を統一するステップである。これら二つのステップを実施する際に予見される問題について考えよう。

第一に、公的部門で適用されて

いる公定レートを実勢の並行市場レートに近い水準に切り下げた場合、公的部門内の予算配分の透明性は改善する。外貨予算の配分を受けている国営企業の採算性と、予算配分システムの問題点がより明らかになる。また、近年、外貨準備が積み増されていることから、公的部門では外貨の収支は赤字だと推定されるので、公定レート切り下げによつて、政府の名目上の財政収支も改善すると考えられる。

公定レートの切り下げ後に支援が必要な国営企業に対しては、外貨配分による暗示的な支援を、補助金の配分による明示的な支援に切り替えることで対応できる。ただし、かりに軍政関連組織が公定レートで外貨の配分を受け取っている場合、外貨の配分を補助金に切り替えるにしても、その建前がない。こうした組織によつて、公定レートの切り下げは、利権の喪失を意味するため、その実施には軍政の政治的決断が必要となる。

民間部門にとっては、公定レートが市場レートの水準にまで切り下げられると、輸入関税などの税金の増税につながる。しかし同時に、この増税によつて税率の透明

性は高まり、その後の事業の長期的な展望が容易になるといふ副次的な効果も考えられる。

第二に、民間部門に外貨準備へのアクセスを認めて外国為替市場を統一できれば、民間部門と政府部門のあいだで外貨の配分の効率性を改善する可能性がある。近年の外貨準備の急増は、公的部門が輸出超過にあることを示唆している。かりに民間部門が輸入超過で外貨の需給が逼迫しているとすれば、民間部門に外貨準備へのアクセスを認めることで、外貨の配分が効率化する。しかし、民間部門に外貨準備へのアクセスを認めると、輸入のためにはなく資産としての外貨が必要される可能性がある。ミャンマーは慢性的にインフレーションが高い国であるため、外貨資産の入手が容易になると、価値が不安定なチャットより安定している外貨が好まれ、チャットを手放して外貨を保有する動きが急速に広まる可能性がある。この場合チャットの貨幣需要が減少し、インフレーションが悪化する要因にもなる。むしろ、民間部門の外貨準備へのアクセスは、経常勘定取引目的に限定することが妥当だろう。

六.まとめ

本稿では、ミャンマーの二重為替制度が経済にどのような影響を及ぼしているのかについて、二重為替制度の運用面に着目して整理を試みた。為替制度の運用面の特徴には、つぎの二つが挙げられる。第一に、公定レートの適用範囲が原則的に公的部門に限られている。そのため、民間部門には並行為替市場（ブラックマーケット）が発達し、外貨が自由な価格付けで取引されている。

第二に、公定レートでの外貨は、チャット予算とともに、中央集権的な予算配分制度によって、政府各部署と国営企業に配分されている。この予算配分制度の下で、国営企業は、受動的に外貨の配分・供出を課されているだけで、主体的な経営判断を行っていない。したがって、公定レートの影響については、予算配分を支配する政府の、貿易にまつわる採算性の判断を歪めていないかがどうかが問題になる。しかし、そもそも政府の財政規律が極めて弱く、国営企業の赤字も放置されている状態が続いていることから判断すると、公定レートが、貿易についての採算の判断を歪めているとも考えにく

い。

とはいうものの、ミャンマーの二重為替制度が実体経済に全く影響をおよぼしていないわけではない。まず、原則的には公的部門にしか適用されない公定レートでの外貨の配分が、軍政関連組織にも適用されているとの推測がある。かりにこれが事実であれば、これらの組織と民間企業間の競争条件が著しく歪められていることになる。また、公定レートと並行市場レートが大きく乖離している状況では、民間企業への法人税などの徴税時に、税務当局らにどのような為替レートで課税するかの裁量の余地を残し、汚職や事業環境の不確実性を生み、民間企業に悪影響を及ぼしていると考えられる。

幸い、公定レートの適用範囲が限定的かつ形式的であることは、公定レートを切り下げても、その影響が限定的であることを示唆している。ただし、政権を握る軍政が、その関連組織に利権を与える手段として公定レートを用いているとすれば、公定レートの切り下げには大きな政治判断が必要で、実現は容易ではない。

(くぼ こうじ/アジア経済研究所 国際経済研究グループ)

《注》

(1) 公定レートは、国際通貨基金の特別引出権 (SDR) という通貨バスケットに対して、八・五〇八四七チャット/SDRに固定されている。

(2) そうした例外には、二〇〇〇年頃に、縫製品や海産物 (エビ) などの特定品目の輸出に対して、一時的にはあるが輸出獲得外貨の一部を、並行市場レートと比べて不利な政府指定レートで供出させた措置が含まれる。

(3) こうした組織には、Union of Myanmar Economic Holdings Ltd. (UMEHL) や Myanmar Economic Corporation (MEC) が含まれる。前者は、退役軍人を中心としたメンバーで構成され、後者には現役の軍人も所属している。これらの企業は、税金の免除や、天然資源等の独占的な取り扱いなど、さまざまな優遇措置を受けている。